

令和10年度全国高等学校総合体育大会

三重県実行委員会

< 設立総会・第1回総会 >

心に灯せ 夢の光 東海総体 2028



舞土が躍動の風の祈りをのせて東海の地に

日時 令和8年5月21日(木)

13:30~14:30

場所 プラザ洞津 孔雀の間

## 次 第

### <設立総会>

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 出席者紹介 別紙参照
- 4 議長選出
- 5 報告事項
  - 報告事項1 令和10年度全国高等学校総合体育大会の概要 … 2
  - 報告事項2 令和10年度全国高等学校総合体育大会に係る準備経過 … 5
- 6 審議事項
  - 第1号議案 令和10年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会  
会則（案） … 8
  - 第2号議案 令和10年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会  
役員及び委員の選任（案） … 11
- 7 閉 会

### <第1回総会>

- 1 開 会
- 2 議長選出
- 3 報告事項
  - 報告事項1 令和10年度全国高等学校総合体育大会開催基本方針 … 14
- 4 審議事項
  - 第1号議案 令和10年度全国高等学校総合体育大会三重県開催基本  
構想（案） … 15
  - 第2号議案 令和10年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会  
令和8年度事業計画（案） … 25
  - 第3号議案 令和10年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会  
令和8年度収支予算（案） … 27
  - 第4号議案 令和10年度全国高等学校総合体育大会高体連マーク等  
三重県取扱規程（案） … 28
- 5 そ の 他
- 6 閉 会

# 設立総会

舞上がれ  
躍動の風  
のぞみをおせて  
東海に

## 令和10年度全国高等学校総合体育大会の概要

## 1 全国高等学校総合体育大会（インターハイ）の概要

全国高等学校総合体育大会（インターハイ）は、全国高等学校体育連盟が各地で個別に開催されていた競技種目別選手権大会を昭和38年度から統合して誕生した大会で、教育活動の一環として高等学校等生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成することを目的としています。

大会の主催は、全国高等学校体育連盟、開催地都道府県、同教育委員会及び関係中央競技団体とし、競技種目別大会については、会場地市町村及び同教育委員会を加えることができますとされています。

大会は、夏季・冬季に分けて開催され、夏季大会は平成22年度までは1都道府県による単独開催を基本としてきましたが、平成23年度以降は全国を12ブロックに分け、ブロック毎の輪番による開催を基本としています。【表1・2】

なお、夏季大会の開催競技については、表3に示すとおりです。

【表1】

地域	ブロック	都道府県
東	北海道	北海道
	東北(北) (南) 関東(北) (南)	青森・岩手・秋田 宮城・山形・福島 茨城・栃木・群馬・埼玉 千葉・東京・神奈川・山梨
中	北信越	新潟・富山・石川・福井・長野
	東海 近畿	岐阜・静岡・愛知・三重 滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
西	中国	鳥取・島根・岡山・広島・山口
	四国 九州(北部) (南部)	徳島・香川・愛媛・高知 福岡・佐賀・長崎・大分 熊本・宮崎・鹿児島・沖縄

【表2】

開催年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域	中	西	東	中	西	東
ブロック	東海	南部九州	北関東	北信越	四国	北海道
幹事県	三重県	鹿児島県	群馬県	福井県	徳島県	北海道

開催年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
地域	西	西	中	東	中
ブロック	北部九州	中国	近畿	南関東	東海
幹事県	福岡県	広島県	滋賀県	神奈川県	愛知県

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止となりました。

【表3】

陸上競技、体操、水泳、バスケットボール、バレーボール、卓球、ソフトテニス、ハンドボール、サッカー、バドミントン、ソフトボール、相撲、柔道、ローイング、剣道、レスリング、弓道、テニス、登山、自転車競技、ボクシング、ホッケー、ウエイトリフティング、ヨット、フェンシング、空手道、アーチェリー、なぎなた、カヌー、少林寺拳法	(30競技)
--	--------

※駅伝、ラグビーフットボール、スケート、スキーは、冬季大会として別途開催されています。

## 2 令和10年度全国高等学校総合体育大会の概要

### (1) 開催期間

令和10年7月下旬から8月下旬まで

### (2) 本県開催競技種目及び会場地

	競技種目	会場地	会場(予定)	
1	バスケットボール	津市	日硝ハイウエアアリーナ 他	
2	バドミントン	伊勢市	三重県営サンアリーナ 他	
3	相撲	伊勢市	神宮相撲場	
4	弓道	四日市市	相好アリーナ四日市	
5	自転車競技	トラックレース	四日市市	四日市競輪場
		ロードレース	鈴鹿市	鈴鹿サーキット
6	ボクシング	志摩市	志摩市阿児アリーナ	

※会場については、変更になる場合があります。

### (3) 他県開催競技種目

	競技種目
愛知県 (8)	陸上競技、ソフトテニス、ハンドボール(女子)、レスリング、アーチェリー、なぎなた、カヌー、少林寺拳法
岐阜県 (9)	体操(体操競技・新体操)、バレーボール(男子)、テニス、ハンドボール(男子)、ローイング、剣道、フェンシング、ホッケー、ウエイトリフティング
静岡県 (8)	水泳(競泳・飛込、水球)、バレーボール(女子)、卓球、ソフトボール、柔道、登山、空手道
固定開催	【会場地未定】サッカー(男子・女子) 【和歌山県】ヨット

### (4) 本県での開催状況

本県では、昭和48年度(単独開催)、平成30年度(ブロック開催)に続き、10年ぶり3回目の開催となります。

(5) 大会愛称・スローガン・シンボルマーク・総合ポスター図案

大会愛称

心に灯せ 夢の光 東海総体 2028

静岡県立浜松江之島高等学校 2年 中村 優月

■作品説明

「心に灯す」は、情熱ややる気を表すことで何事にも大切なもの、この大会に出るといことは、「アスリート」という大きな夢の一步なんじゃないかな、という考えから夢の光を入れました。

スローガン

舞い上がれ躍動の風 のぞみをのせて東海の地に

三重県立伊勢高等学校 1年 川岸 航太

■作品説明

強い高校生が全国から東海地方へ集まって、全力で力を発揮することを躍動の風と表現。また東海らしさということで東海道新幹線ののぞみ号を連想させ、全国津々浦々の人やその想いが集まることを表現した。

シンボルマーク



岐阜県立岐阜各務野高等学校 2年 波多野 柚希

■作品説明

開催される競技の一部を県ごとに選択し、高体連マークと開催年を囲うように配置し、動きをつけて躍動感を出した。それに合わせて4県の県花を円状に配置し、生気を感じられるようにした。

総合ポスター図案



愛知県立岡崎商業高等学校 3年 得田 千歳

■作品説明

個人戦でも、団体戦でも、支えてくれる人やその人たちとの絆が大切になると思ったので、ハチマキをポスター内に入れました。それぞれの熱い想いを抱えて、頑張ってください。

## 令和10年度全国高等学校総合体育大会に係る準備経過

期日		概要
平成23年度	5月24日	全国高体連の理事会にて平成29年度から平成40年度（令和10年度）までの開催ブロックの方向性を決定
令和4年度	3月24日	東海4県高体連会長からの令和10年度全国高等学校総合体育大会開催趣意書を各県教育長が受領
令和5年度	5月15日	東海地区主管課長会議及び東海高体連理事会にて令和10年度全国高等学校総合体育大会東海4県準備委員会設置を承認
	6月17日	第1回東海4県準備委員会にて各県における開催競技種目を調整
	8月8日	第1回東海4県連絡協議会にて各県における開催競技種目を調整
	9月10日	第2回東海4県準備委員会にて同委員会の規約・規定・組織を審議及び開催競技種目（案）を決定
	10月13日	第2回東海4県連絡協議会にて各県の進捗状況を確認
	11月25日	第3回東海4県準備委員会にて各県の進捗状況を確認
	1月26日	第3回東海4県連絡協議会にて開催承諾書の作成を検討及び少林寺拳法の固定開催に係る要望書の作成を検討
令和6年度	5月7日	全国高体連からの令和10年度全国高等学校総合体育大会の開催依頼書を受取
	5月15日	第4回東海4県連絡協議会にて開催承諾書（案）を作成
	6月22日	第4回東海4県準備委員会にて令和10年度全国高等学校総合体育大会の開催承諾書を作成及び少林寺拳法の固定開催に係る要望書を作成
	8月23日	全国高体連に開催承諾書及び少林寺拳法の要望書を提出
	8月29日	全国高体連からの令和10年度全国高等学校総合体育大会の開催決定通知書を受領
	9月8日	第5回東海4県準備委員会にて令和10年度全国高等学校総合体育大会の東海ブロックでの開催決定に係る報道発表の方針を決定
	10月11日	第5回東海4県連絡協議会にて岐阜県開催予定のハンドボールと愛知県のバレーボールの入れ替えを検討
	11月22日	全国高等学校体育連盟ハンドボール専門部の部長及び委員長に岐阜県開催予定のハンドボールと愛知県のバレーボールの入れ替えを説明
	11月23日	第6回東海4県準備委員会にて岐阜県開催予定のハンドボールと愛知県のバレーボールの入れ替えを承認
	1月24日	第6回東海4県連絡協議会にて各県の進捗状況を確認

令和7年度	4月 1日	県教育委員会保健体育課内に担当者を1名配置
	5月14日	第7回東海4県連絡協議会にて各県の進捗状況を確認
	5月22日	開催県別競技種目及び本県の開催地及び会場を報道発表（他県は5月16日に実施）
	6月21日	第7回東海4県準備委員会にて令和10年度全国高等学校総合体育大会に係る開催基本方針（案）、高体連マーク等取扱規程（案）、大会愛称・スローガン・シンボルマーク・総合ポスター図案の募集・選考方法等を承認
	7月10日	大会愛称・スローガン・シンボルマーク・総合ポスター図案の募集を開始
	9月 7日	第8回東海4県準備委員会にて大会愛称・スローガン・シンボルマーク・総合ポスター図案に係る最終選考委員会の実施要項、ホームページ作成に係る費用の支出分担を承認
	9月16日	大会愛称・スローガン・シンボルマーク・総合ポスター図案の募集を〆切
	9月18日	令和7年度第2回全国高校総体検討委員会にて令和10年度全国高等学校総合体育大会に係る開催基本方針（案）を申請【承認】
	9月25日	大会愛称・スローガン・シンボルマーク・総合ポスター図案に係る一次選考委員会を開催（他県は別日に実施）
	9月30日	令和7年度第2回全国高校総体中央委員会にて令和10年度全国高等学校総合体育大会に係る開催基本方針（案）を申請【承認】
	10月10日	第8回東海4県連絡協議会にて各県の進捗状況を確認
	11月22日	第9回東海4県準備委員会にて4県連携による大会準備の進め方を検討及び総体NEWS発行順を決定
	11月26日	大会愛称・スローガン・シンボルマーク・総合ポスター図案に係る最終選考委員会を開催
	1月23日	第9回東海4県連絡協議会にて大会愛称・スローガン・シンボルマーク・総合ポスター図案の入選作品を確認及び今後の会議の進め方を決定
	1月27日	大会愛称・スローガン・シンボルマーク・総合ポスター図案に係る最優秀賞受賞者表彰式及びスローガン揮毫者感謝状贈呈式を開催
	2月 6日	東海4県準備委員会〔書面決議（臨時）〕にて大会愛称「心に灯せ 夢の光 東海総体 2028」の読み方を審議
	2月17日	大会愛称「心に灯せ 夢の光 東海総体 2028」の読み方を「こころにともせ ゆめのひかり とうかいそうたい にーまるにーはち」に決定

令和8年度	4月 1日	県教育委員会保健体育課内に担当者を2名増員及び全国高校総体準備班を設置（班長：1名、担当者2名）
	4月28日	第1回東海4県担当者会にて組織及び今後のスケジュールを確認
	5月21日	令和10年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会設立総会及び第1回総会を開催

## 令和10年度全国高等学校総合体育大会 三重県実行委員会会則（案）

### 第1章 総則

#### （名称）

第1条 本会は、令和10年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会（以下、「実行委員会」という。）と称する。

#### （目的）

第2条 実行委員会は、令和10年度全国高等学校総合体育大会（以下、「大会」という。）を三重県において開催するために必要な業務を行うことを目的とする。

#### （事業）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）大会開催に必要な総合企画に関すること。
- （2）競技種目別大会に関すること。
- （3）その他大会開催に必要な事項に関すること。

### 第2章 組織

#### （構成）

第4条 実行委員会は、役員及び委員をもって構成する。

#### （役員）

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 若干名
- （3）監事 若干名

#### （役員及び委員の選任）

第6条 会長は、三重県教育委員会教育長をもって充てる。

2 副会長は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。ただし、監事は委員を兼ねることはできない。

4 委員は、大会の開催に係る機関・団体を代表する者及び役職員のうちから会長が委嘱する。

5 役員及び委員は、無報酬とする。

#### （役員の職務）

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する順位により、その職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(役員及び委員の任期)

第8条 役員及び委員の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され解散されるときまでとする。ただし、会長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

2 役員及び委員が就任時におけるそれぞれの所属機関・団体職を離れた場合は、その役員及び委員は辞任したものとみなし、その職の後任者等をもって委員とする。

3 会長は、第2項の規定により役員及び委員の変更があった場合は、次の総会において報告するものとする。

### 第3章 会議

(会議)

第9条 実行委員会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 専門委員会

(総会)

第10条 総会は、会長、副会長及び委員をもって構成し、会長が召集する。

2 総会は、次の事項について審議し、決定する。

(1) 会則の制定及び改廃に関すること。

(2) 大会開催の統括的企画・運営に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 専門委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

3 総会の議長は、会長又は会長の指名する副会長をもって充てる。

4 総会は、委員の過半数の出席がなければ、開会することはできない。ただし、出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任するか、又は書面にて議事に加わることができる。

5 総会の議事は、出席者（代理人にその権限を委任又は書面にて議事に加わったものを含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第11条 専門委員会は、会長が委嘱した委員をもって構成する。

2 専門委員会は、総会から委任された事項について調査・審議し、その結果を総会に報告する。

3 専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第12条 会長は、総会の議決すべき事項について特に緊急を要するため総会を開催するいとまがないと認めるとき、又は総会の権限に属する事項のうち、軽易なものについて、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。
- 3 会長は、総会が議決すべき決算のうち、最終の総会に係る費用について、これを専決処分することができる。この場合、前項にかかわらず、次の総会における承認を省略するものとする。

## 第5章 事務局

(設置及び運営)

第13条 実行委員会の事務を処理するため、三重県教育委員会事務局保健体育課内に事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第6章 会計

(経費)

第14条 実行委員会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第15条 実行委員会の収支予算については総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度等)

第16条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

(解散)

第17条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときをもって解散する。

- 2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

## 第7章 補則

(補則)

第18条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

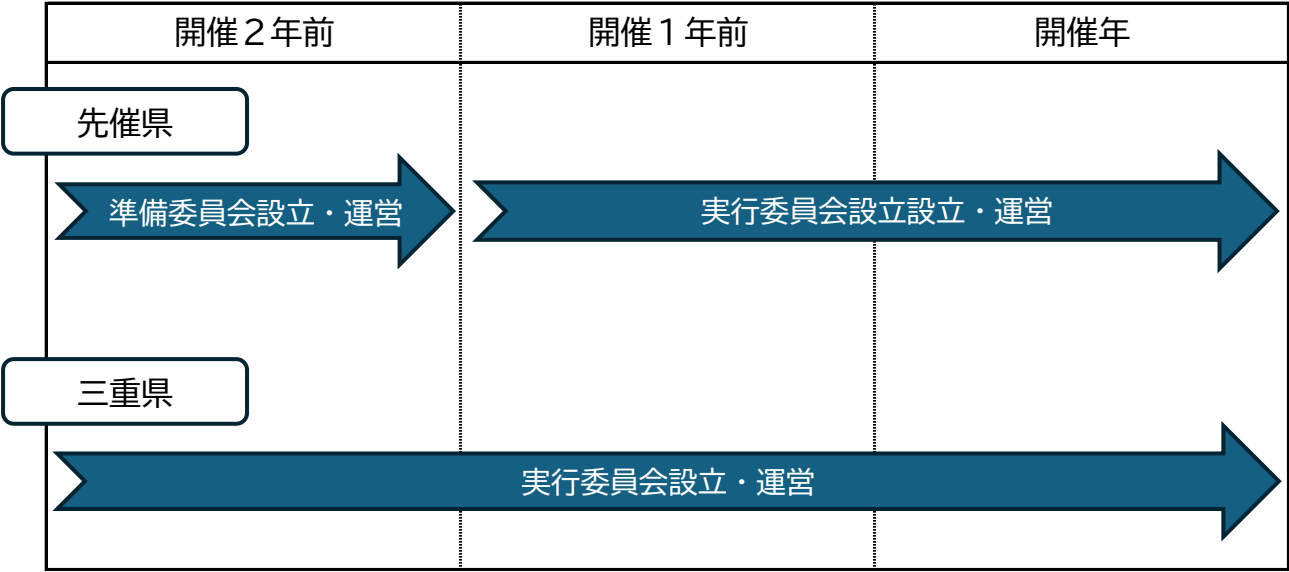
附 則

この会則は、令和8年 月 日から施行する。

## 令和10年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会役員及び委員の選任（案）

No.	役職	名前	所属団体 役職
1	会長	長崎 禎和	三重県教育委員会 教育長
2	副会長	奥田 隆行	三重県高等学校体育連盟 会長
3	副会長	木平 芳定	公益財団法人三重県スポーツ協会 理事長
4	委員	萬井 洋	三重県立学校長会 会長
5	委員	西川 俊朗	三重県高等学校文化連盟 会長
6	委員	奥山 真司	三重県中学校体育連盟 会長
7	委員	宮本 真輝	三重県高等学校体育連盟 理事長
8	委員	野村 太郎	三重県地域連携・交通部スポーツ推進局スポーツ推進課 課長
9	委員	中村 央	三重県環境生活部私学課 課長
10	委員	釜瀬 俊之	四日市市シティプロモーション部 参事兼スポーツ課長
11	委員	谷本 教久	鈴鹿市文化スポーツ部スポーツ課 参事兼課長
12	委員	大西 康裕	津市スポーツ文化振興部スポーツ振興課 課長
13	委員	三輪 亮介	伊勢市教育委員会事務局スポーツ課 副参事
14	委員	前田 嘉仁	志摩市教育委員会事務局生涯学習スポーツ課 課長
15	監事	垣野由起子	三重県教育委員会事務局教育財務課 班長
16	監事	中村 篤紀	三重県高等学校体育連盟 副理事長

全国高等学校総合体育大会に係る委員会設置時期の比較



※先催県では、開催2年前から独自に準備委員会を設立し、基本計画の策定や関係機関との調整等を進めたうえで、開催1年前に実行委員会を設立しています。

※全国高等学校総合体育大会開催基準要項には、「開催地都道府県は大会のために実行委員会を設置する。」とされていますが、設立時期や準備組織の設立についての記載はありません。

⇒本県としては、先催県の取組や知見も踏まえつつ、準備段階から一貫した方向性を持って進めるため、開催2年前の令和8年度に実行委員会を設立したうえで、令和9年度には、「広報・報道」「競技」「宿泊・衛生」「輸送・警備」など、大会開催に必要となる専門性を有する委員を追加し、体制強化を図ります。  
(この方向性については、全国高等学校体育連盟にも了承されています。)

# 第 1 回 総 会

舞上状礼  
舞躍動の風  
のびみをおせて  
東海の地に

## 令和10年度全国高等学校総合体育大会開催基本方針

## 1 開催のねらい

全国高等学校総合体育大会は、教育活動の一環として高等学校（中等教育学校後期課程を含む）生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、高校生活動も含め生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成することを目的とする。

東海ブロック（愛知県・岐阜県・静岡県・三重県）開催に当たっては、東海4県が連携・協働し、各県民の理解と協力のもと、高校生の主体的な活動を通して、「高校生が輝く」大会を目指すとともに、未来へ飛躍する青少年の育成と活力ある地域づくりの契機とする。

## 2 基本方針

## (1) 競技力の向上とスポーツの推進

本大会の開催を契機に、中・高校生の競技力向上に取り組むとともに、各県民に夢と希望を与えることにより、スポーツへの参画を促進し、生涯を通じたスポーツの推進を図る。

## (2) 連携・協働の強化

東海4県及び各県の関係機関・団体等が緊密に連携・協働することを通して、それぞれの有する機能・特色を最大限に発揮し、大会の開催準備・運営に万全を期す。

## (3) 高校生活動の展開

高校生が、大会の開催準備・運営にスポーツを「ささえる」立場から主体的に携わることにより、様々な交流を通じて豊かな人間関係を築くとともに、多くの感動や達成感を味わうことができる大会を目指す。

## (4) おもてなしと地域の魅力発信

全国から訪れる多くの人々をまごころのこもった温かい「おもてなしの心」で迎え、参加者の心に残る夢と感動にあふれる大会を目指す。また、東海4県にある豊かな自然や文化・歴史的景観などの多様な魅力を積極的に発信し、地域の活性化を促進する機会とする。

## (5) 効率的で人と環境に優しい大会運営

東海4県及び関係機関・団体等の相互協力のもと、大会を支える組織や施設・設備等、人的・物的資源を最大限に有効活用し、簡素で効率的・効果的な大会運営に努める。

また、環境美化活動を積極的に展開し、人と環境に優しいサステイナブルな大会を目指す。

【令和7年度（公財）全国高等学校体育連盟第2回全国高校総体中央委員会（令和7年9月30日）】

## 令和10年度全国高等学校総合体育大会 三重県開催基本構想（案）

### 第1 基本的事項

#### 1 目的

令和10年度全国高等学校総合体育大会（以下、「大会」という。）は、令和10年度全国高等学校総合体育大会開催基本方針（以下、「開催基本方針」という。）に則り、教育活動の一環として高等学校（中等教育学校後期課程を含む）生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、高校生活動も含め生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成することを目的とする。

三重県開催に当たっては、東海4県が連携・協働し、各県民の理解と協力のもと、高校生の主体的な活動を通して、「高校生が輝く」大会を目指すとともに、未来へ飛躍する青少年の育成と活力ある地域づくりの契機とする。

#### 2 大会期間

大会は、原則として令和10年8月1日から12日まで及び16日から20日までの間に開催する。（本県においては、競技会場の利用状況等を考慮し、会期前開催も検討する。）

#### 3 競技種目・会場地・会場

	競技種目	会場地	会場（予定）
1	バスケットボール	津市	日硝ハイウエアアリーナ 他
2	バドミントン	伊勢市	三重県営サンアリーナ 他
3	相撲	伊勢市	神宮相撲場
4	弓道	四日市市	相好アリーナ四日市
5	自転車競技	トラックレース	四日市市 四日市競輪場
		ロードレース	鈴鹿市 鈴鹿サーキット
6	ボクシング	志摩市	志摩市阿児アリーナ

#### 4 準備・運営体制

##### （1）三重県実行委員会

三重県は、大会の総括的な準備及び運営に当たるため、三重県実行委員会（以下、「県実行委員会」という。）を設置し、開催基本方針に基づき、その推進に努める。

## (2) 会場地市実行委員会

会場地市は、競技種目別大会の準備及び運営に当たるため、会場地市実行委員会（以下、「市実行委員会」という。）を設置し、開催基本方針に基づき、その推進に努める。

## (3) 三重県高等学校体育連盟

三重県高等学校体育連盟（以下、「県高体連」という。）は、関係機関・団体等との密接な連携・協力のもと、円滑な競技運営に努めるとともに、大会における県内高校生の積極的な活動の展開に努める。

## 5 経 費

大会の準備及び運営に必要な経費は、国庫補助金、三重県負担金、会場地市負担金、公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下、「全国高体連」という。）負担金、助成金、参加料及び協賛金等を充てる。

## 第2 競技種目別大会

### 1 趣 旨

競技種目別大会は、全国高等学校総合体育大会開催基準要項（以下、「開催基準要項」という。）に依拠するとともに、開催基本方針に基づき、関係機関・団体等の相互協力のもと、選手があこがれの舞台上最高のパフォーマンスを発揮できるよう環境整備や体制づくりに努めるとともに、効率的で人と環境に優しい大会運営に努める。

また、環境美化活動を積極的に展開し、人と環境に優しいサステナブルな大会を目指す。

### 2 運営組織

県実行委員会、市実行委員会、県高体連及び県関係競技団体（以下、「県競技団体」という。）が連携を図り、大会運営を行う。

### 3 競技会場・練習会場等

(1) 競技会場及び練習会場として使用する施設・設備は、既存の施設・設備を有効に活用する。

また、練習会場は、原則、学校等の施設を活用することとし、勝ち残りチーム・人数等を考慮し、必要最小限にとどめる。

(2) 施設・設備の仮設については、競技特性及び安全面に配慮し、必要最小限にとどめ、運営に支障がないよう計画的な整備に努める。

(3) 競技会場においては、暑熱対策や落雷防止対策を十分に講じる。

#### 4 競技用具・備品

- (1) 競技用具・備品（以下、「競技用具等」という。）については、県、市及び県競技団体等が現有しているものを活用する。原則、新たな競技用具等の購入は行わない。
- (2) 競技用具等に不足が生じた場合は、原則、県内市町や東海4県内の他県が所有する競技用具等の借用に努める。なお、県内市町や東海4県内の他県が所有する競技用具等で賄えない場合は、可能な限り近隣県等からの借用に努める。
- (3) 上記(1)(2)により調達しても、なお不足する競技用具等については、県実行委員会と市実行委員会が別途対応について協議する。

#### 5 競技・運営役員等の編成

- (1) 競技・運営役員等の編成については、市実行委員会が全国高体連専門部、関係する中央競技団体、県高体連専門部及び県競技団体と十分協議し、県実行委員会と調整のうえ、編成する。
- (2) 競技・運営役員等は、原則、県内関係者で編成し、必要最小限の人数で最大の効果を上げるよう適正な配置を行う。
- (3) 競技運営上、県外関係者に協力を要請しなければならない場合は、東海4県内の他県の関係者で編成する。なお、東海4県内の他県の関係者で賄えない場合は、近隣県の関係者を優先する。
- (4) 編成に当たっては、学校関係者の協力が得られるよう配慮する。また、高校生が広く活躍できる場となるよう計画する。

#### 6 競技・運営役員等の養成

- (1) 競技役員及び競技補助員の養成については、関係する県高体連専門部及び県競技団体が主体となり、県実行委員会及び市実行委員会と連携を図り、計画的に実施する。
- (2) 運営役員及び運営補助員の養成については、市実行委員会が主体となり、県実行委員会、関係する県高体連専門部及び県競技団体と連携を図り、計画的に実施する。

#### 7 開・閉会式

開催基準要項に基づいて行う開・閉会式は、華美とならないよう簡素化に努めるものとする。

#### 8 経費

競技種目別大会の運営経費については、市実行委員会が関係する県高体連専門部と

十分協議したうえで、県実行委員会と調整して決定する。

### 第3 広報

#### 1 趣旨

大会の開催に当たり、高校生をはじめ広く県民の理解と協力のもと、全国から訪れる関係者を温かく迎え、高校生最大のスポーツの祭典にふさわしい大会とするため、各種の広報媒体を活用し、積極的かつ効果的な広報活動を展開する。

なお、広報活動の展開に当たっては、対象と目的に応じて、時機と手段を適切に選択し、効果的な広報を行う。

#### 2 主な対象と目的

##### (1) 県内中学校・高等学校関係者、中・高校生及び保護者

地元で開催される大会への出場意欲を高めるとともに、高校生が主体的に大会を盛り上げ、準備やおもてなしに取り組む気運を高める。

##### (2) 県内スポーツ関係者

それぞれの立場から、広く大会開催への理解と協力を得る。

##### (3) 県民

大会を広く県民に周知し、高校生の活躍に対する応援、来県者へのおもてなしへの参加を促すとともに、大会を通して県民に夢と希望を与えることにより、スポーツへの参画を促進し、生涯を通じたスポーツの推進を図る。

##### (4) 来県者

三重県での開催をPRし、多くの人に来県してもらうとともに、三重県が誇る豊かな自然、歴史、文化及び食等の多彩な魅力を発信し、更なる来県者の増加やブランド価値の向上等の好循環に繋げる機会とする。

#### 3 主要取組

前項に示した対象に対する広報目的を達成するため、次の取組を行う。取組を行うに当たっては、高校生活動の一環として、高校生が主体的な活動を行うことができるよう配慮する。

##### (1) 大会の広報

ア 大会愛称等の制定及び普及

イ 印刷物、刊行物、屋外広告物、広報グッズ及び各種メディア等による広報

ウ 催事等による広報

エ 高校生活動による広報

- (2) 報告書の作成
- (3) 県及び会場地に関する観光情報等の提供

## 第4 報道対応

### 1 趣旨

大会の開催に当たり、競技記録を収集し、競技結果を報道機関及び関係する団体等へ正確かつ迅速に提供するとともに、円滑な報道活動が行われるよう必要な連絡調整を行い、大会報道取材の便宜を図る。

### 2 報道協議会の設置

報道に関する連絡調整等を行い、報道事業の円滑な運営を図るため、報道関係者による協議機関として報道協議会を設置するとともに、次の取組を行う。

#### (1) 報道取材意向調査の実施

取材希望人数等を確認するため、報道取材意向調査を行う。

#### (2) 報道のしおりの作成

報道取材における留意事項等を掲載した報道のしおりを作成する。

#### (3) 全国報道者会議の開催

報道取材における留意事項の確認、取材位置の抽選等を行うため、全国報道者会議を開催する。

### 3 記録センター等との連携

競技記録の収集及び競技結果の提供等、報道事業の円滑な運営を図るため、愛知県に設置する記録センター及びプレスセンターと連携を図る。

## 第5 おもてなし

### 1 趣旨

大会の開催に当たり、高校生をはじめ広く県民や関係機関・団体等の理解と協力のもと、全国から訪れる多くの人々をまごころのこもった温かい「おもてなしの心」で迎え、参加者の心に残る夢と感動にあふれる大会とする。

加えて、三重県が誇る豊かな自然、歴史、文化及び食等の多彩な魅力を積極的に発信することで、三重県の魅力向上につなげ、再び来県してもらえよう地域の活性化を促進する機会とする。

## 2 主な対象

### (1) 選手及び監督

競技に集中できる環境を整えることで、実力を発揮し、最高の結果を収めることができるよう大会準備・運営を行う。

### (2) 大会役員及び大会関係者

円滑な大会運営や競技運営を的確に行えるよう大会役員、大会関係者が運営に集中できるよう配慮する。

### (3) 来場者

主に選手の保護者等、県内外からの来場者に対し、より多くの人に来場してもらえるよう三重県での開催をPRし、三重県の魅力を積極的に発信する。

## 3 主な取組

前項に示した対象者に三重県の魅力を積極的に発信し、地域の活性化を促進する機会にするため、次の取組を行う。取り組むに当たっては、高校生活動の一環として、高校生が主体的な活動を行うことができるよう配慮する。

### (1) 会場でのおもてなし

選手が実力を発揮できるよう会場設営等の準備を万全に行うとともに、大会役員、補助員等が円滑に大会運営を行える環境を整える。また、来場者に対しては、以下の取組を実施する。

ア 競技会場でのわかりやすい案内表示

イ 高校生補助員による案内・誘導

ウ 来場者にわかりやすく、競技の進行状況・競技結果等を知らせる仕組み

エ 地元産品のPR、販売（市実行委員会や関係団体との連携）

オ 地域資源（名所、旧跡、観光施設等）の案内、PR（市実行委員会や関係団体との連携）

カ 横断幕、のぼり旗等での歓迎装飾

### (2) 事前アプローチ

出場が決まった学校及び選手の保護者へ向け、配宿業務事業者と連携を図り、三重県を紹介する各種パンフレットやおすすめの観光プランの提案などの効果的なPRを実施する。

### (3) その他

大会公式ホームページでのわかりやすい情報発信に努めるとともに、三重県の魅力発信や会場地市の紹介等、積極的な情報発信を実施していく。また、SNS等を活用することで、大会の準備状況や会場地市の紹介、おもてなし活動に取り組む高校生の様子等を継続的に発信し、効果的なPRを実施する。

## 第6 宿泊対策

### 1 趣旨

大会に参加する都道府県の本部役員、選手、監督、大会役員、競技役員、運営役員、補助員、視察員、報道関係者等（以下、「大会参加者」という。）の宿泊については、大会参加者が十分休養できるよう安全かつ快適な宿舎の提供に努める。

### 2 関係機関との連携

宿泊対策については、県実行委員会及び市実行委員会が連携を図りながら関係機関・団体の協力を得て行う。

### 3 宿舎の確保

大会参加者の宿舎については、可能な限り競技会場に近い宿泊施設の確保に努める。

### 4 配宿の基準

配宿に当たっては、競技会場及び練習会場までの交通の便等を考慮し、配宿する。

### 5 宿泊料金

宿泊料金については、全国高校総体中央委員会で決定した料金とする。

### 6 配宿センター

大会参加者の配宿を広域的に行うため、配宿センターを設置する。

### 7 食事

食事については、衛生的で品質及び栄養バランス等を十分考慮した献立とする。

### 8 宿舎の環境整備

配宿業務事業者には、宿泊施設に対して安全で快適な環境づくりに努めるよう指導することを求めるとともに、風紀上又は衛生上支障があると認められる宿泊施設には配宿させないものとする。

## 第7 保健医療対策

### 1 趣旨

大会参加者及び一般観覧者の保健医療については、良好な条件のもとに競技、運営、取材及び観覧ができるよう医療救護、環境衛生及び食品衛生等の対策に万全を期す。

## 2 関係機関との連携

保健医療については、県実行委員会及び市実行委員会が連携を図りながら関係機関・団体の協力を得て行う。

## 3 医療救護対策

県実行委員会及び市実行委員会は、競技会場、練習会場及び宿舍等における大会参加者及び一般観覧者の傷病発生に対し、適切な処置がとれるよう努める。

## 4 環境衛生対策

県実行委員会及び市実行委員会は、大会参加者及び一般観覧者に清潔で良好な環境を提供するため、大会で利用する施設及びこれらの周辺における環境浄化に努める。

## 5 食品衛生対策

県実行委員会及び市実行委員会は、大会参加者及び一般観覧者の食品、飲料水等に起因する事故を未然に防ぐよう努める。

# 第8 輸送交通対策

## 1 趣旨

大会参加者及び一般観覧者の輸送交通については、関係機関・団体等と連携を図りながら道路及び交通状況を十分考慮し、安全で円滑な輸送に努める。

## 2 競技種目別大会の輸送交通対策

- (1) 競技種目別大会の輸送交通計画の策定及び実施については、市実行委員会が行う。
- (2) 競技種目別大会会場及びその周辺における安全で円滑な交通を確保するため、市実行委員会は、関係機関・団体と連携を図りながら必要な交通対策を講ずる。

## 3 輸送交通の案内

大会期間中の輸送方法及び交通規制等については、各種媒体による広報活動を通して大会関係者（大会参加者、一般観覧者等を含む）、一般観光客及び県民に周知徹底を図るとともに、必要に応じて案内所や案内表示板を設置し、交通混雑の緩和及び車両の的確な誘導に努める。

## 第9 警備防災対策

### 1 趣旨

大会における警備・防災対策については、関係機関・団体等と連携を図り、大会の安全かつ円滑な運営に努める。

### 2 競技種目別大会の警備防災対策

各競技会場、練習会場及び宿舎における警備防災計画の策定及び実施については、市実行委員会が中心となり、以下の業務について、関係機関・団体等と連携を図りながら行うものとする。

#### (1) 警備業務

- ア 一般観覧者等の整理・誘導及び事故防止
- イ 会場内外の関係付属物件の保安・警備
- ウ 事故発生時の避難誘導及び緊急車両の出動に伴う整理・誘導
- エ 会場周辺の警備及び犯罪の防止
- オ その他必要な業務

#### (2) 防災業務

- ア 屋内外の火気の手扱い指導及び火災の防止
- イ 危険物等の手扱い指導
- ウ 避難通路及び避難口の確保
- エ 災害時の避難誘導の計画
- オ その他必要な業務

### 3 大会期間中における危機管理対策

大会期間を通して、大規模災害等緊急事案が発生した場合の対応については、県実行委員会、市実行委員会及び関係機関・団体等が連携を図りながら迅速かつ的確な対応を講ずる。

## 第10 高校生活動

### 1 趣旨

大会においては、高校生が開催準備・運営にスポーツを「ささえる」立場から主体的に携わることにより、様々な交流を通じて豊かな人間関係を築くとともに、多くの感動や達成感を味わうことができるよう高校生の活動を推進する。活動に当たっては、地元高校生が企画・準備・運営に自らの創意工夫をもって取り組めるよう多様な活動の場を提供し、市実行委員会や関係機関・団体とも連携を図りながら推進する。

## 2 活動体制

高校生の活動を円滑に推進するため、「三重県高校生活動推進委員会（以下、「県推進委員会」という。）」を設置する。県推進委員会は、県内の高校生で構成し、主に広報活動、競技運営等を担当する。活動は、高校生の自主的な発意によるもののほか、県実行員会及び市実行委員会からの要請に基づいて行うものとする。

## 3 主要取組

### (1) 広報・おもてなし活動

広報活動、各学校への啓発活動、歓迎活動、記念品製作、観光地紹介、地元物産PR等

### (2) 運営補助（各競技種目別大会）

各競技種目別大会運営補助及び競技補助員（公式審判含む）等

### (3) 各競技種目別開会式出演

式典放送、式典音楽（合唱・吹奏楽）、先導隊（プラカード係）、式典挨拶等

### (4) その他の活動

## 令和10年度全国高等学校総合体育大会 三重県実行委員会令和8年度事業計画（案）

### 1 会議の開催

#### (1) 総会

#### (2) 各専門委員会

- ア 広報・報道専門委員会
- イ 競技専門委員会
- ウ 宿泊・衛生専門委員会
- エ 輸送・警備専門委員会
- オ 高校生活動専門委員会

### 2 開催準備業務の推進

#### (1) 総務・企画関係

- ア 令和10年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会の設立及び運営
- イ 県及び会場地市の業務分担の策定
- ウ 大会運営費に係る予算編成
- エ 先催県の取組調査
- オ 会場地市との連絡調整
- カ 各種会議での情報収集

#### (2) 広報・報道関係

- ア 広報・報道基本方針の策定
- イ 総合ポスターの作成及び配布
- ウ 広報グッズの作成
- エ 屋外広告物（横断幕、看板等）の設置
- オ 各種広報活動の推進

#### (3) 競技関係

- ア 競技種目別大会運営基本方針の策定
- イ 競技会場、練習会場及び競技日程の決定
- ウ 競技種目別大会実施要項作成要領の作成
- エ 競技種目別大会プログラム作成要領の作成
- オ 競技種目別大会役員編成基準の作成
- カ 競技種目別大会ポスター作成要領の作成
- キ 全国高等学校体育連盟専門部による競技会場等視察への対応

(4) 宿泊・衛生関係

- ア 宿泊対策基本方針の策定
- イ 保健医療対策基本方針及び医療救護対策要項の策定
- ウ 食品・環境衛生対策基本方針の策定
- エ 売店等設置基本方針の策定

(5) 輸送・警備関係

- ア 輸送交通対策基本方針及び対策要項の策定
- イ 警備防災・危機管理対策基本方針及び対策要項の策定

(6) 高校生活動関係

- ア 高校生活動基本方針の策定
- イ 三重県高校生活動推進委員会規程の策定
- ウ 南関東総体カウントダウンイベントでの情報収集

令和10年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会  
令和8年度収支予算（案）

## 【収入】

(単位：千円)

区 分	予算額	摘 要
県負担金	3,277	令和10年度全国高等学校総合体育大会運営負担金
収入合計	3,277	

## 【支出】

(単位：千円)

区 分	予算額	摘 要
総務・企画費	868	事務局運営費
		実行委員会開催費
		関係機関等連絡調整会議費
		視察・調査費
広報・報道費	1,162	専門委員会開催費
		広報活動費
競技費	622	専門委員会開催費
		視察・調査費
宿泊・衛生費	67	専門委員会開催費
輸送・警備費	63	専門委員会開催費
高校生活動費	495	専門委員会開催費
		視察・調査費
		募集活動費
支出合計	3,277	

※事業の進捗により、区分間の流用ができるものとする。

## 令和10年度全国高等学校総合体育大会 高体連マーク等三重県取扱規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、令和10年度全国高等学校総合体育大会（以下、「大会」という。）において、高体連マーク等を使用する場合の取扱いに関し、全国高等学校総合体育大会開催基準要項（以下、「要項」という。）16（6）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（高体連マーク等の定義）

第2条 この規程において、高体連マーク等とは次の各号に掲げるものをいう。

（1）高体連マーク

全国高等学校体育連盟が定めたもの。

（2）大会名称

ア 「令和10年度全国高等学校総合体育大会」

イ 「令和10年度全国高校総体」、「令和10年度インターハイ」等のアの略称

（3）大会愛称

令和10年度全国高等学校総合体育大会開催県実行委員会（以下、「委員会」という。）が定めたもの。

（4）スローガン

委員会が定めたもの。

（5）シンボルマーク

委員会が定めたもの。

（使用承認申請）

第3条 高体連マーク等を使用しようとする者は、高体連マーク等使用承認申請書（様式第1号）を、三重県実行委員会会長（以下、「会長」という。）に提出し、その承認を得なければならない。

ただし、次の各号に掲げる機関及び団体が、広報及び報道の目的に使用する場合並びに関係機関・団体等が無償で交付する記念品類等に使用する場合は、この限りでない。

（1）三重県高等学校体育連盟

（2）高校生活動推進委員会

（3）公益財団法人三重県スポーツ協会

（4）三重県関係競技団体

（5）地方公共団体

（6）報道機関

（7）その他、公的機関に準ずる機関で会長が認めるもの

2 高体連マーク等を販売に供される物品等に使用する場合及び商業宣伝のために広告類等に使用する場合は別途、全国高等学校体育連盟に申請書を提出し、その承認を得なければならない。

(承認基準)

第4条 高体連マーク等の使用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 高体連マーク等の尊厳を傷つけないこと。
- (2) 公序良俗に反して使用してはならないこと。
- (3) 高体連マーク等の使用は、良識をもって使用しなければならないこと。

(承認書の交付)

第5条 会長は、第3条第1項に定める高体連マーク等使用承認申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものに対して高体連マーク等使用承認書(様式第2号)を交付する。

(見本の提出)

第6条 申請者は、高体連マーク等使用承認書の交付を受けたときは、商品等見本2部を会長に提出しなければならない。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(承認事項の変更)

第7条 高体連マーク等使用承認書の交付を受けた者が、承認事項について変更しようとするときは、あらかじめ高体連マーク等使用事項変更承認申請書(様式第3号)を会長に提出し、その承認を得なければならない。

(変更承認書の交付)

第8条 会長は、申請者から前条に定める使用事項変更の申請があったときは、その変更事項について審査し、適当と認めたものに対して高体連マーク等使用事項変更承認書(様式第4号)を交付する。

(承認の取消)

第9条 会長は、高体連マーク等の使用について、承認書の交付を受けた者が使用承認書の条件に違反する場合は、当該承認を取り消すことができる。

(補足)

第10条 この規程に定めるもののほか、高体連マーク等の取扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、令和8年 月 日から施行する。

## 高体連マーク等の使用手続き分類表

### 1 使用許可が必要なマーク等

#### (1) 高体連マーク

全国高等学校体育連盟が定めたもの。

#### (2) 大会名称

ア 「令和10年度全国高等学校総合体育大会」

イ 「令和10年度全国高校総体」及び「令和10年度インターハイ」等のアの略称

#### (3) 大会愛称

令和10年度全国高等学校総合体育大会開催県実行委員会（以下、「委員会」という。）が定めたもの。

#### (4) スローガン

委員会が定めたもの。

#### (5) シンボルマーク

委員会が定めたもの。

### 2 使用基準（三重県）

使用目的及び使用期間・団体等	許可手続	
1 次に掲げる機関・団体が、大会及び体育・スポーツに関する広報・報道を目的として使用する場合 (1) 三重県高等学校体育連盟 (2) 高校生活動推進委員会 (3) 公益財団法人三重県スポーツ協会 (4) 三重県関係競技団体 (5) 地方公共団体 (6) 報道機関 (7) その他、公的機関に準ずる機関で会長が認めるもの 2 関係機関・団体等が、無償で交付する記念品類及び資料に使用する場合 3 関係機関・団体等が、大会及び体育・スポーツへの理解及び普及を図るために使用する場合	不 要	
4 出版社等が、大会及び体育・スポーツの記録、歴史等の記載に使用する場合 5 販売に供される物品等に使用する場合 6 商業宣伝のための広告類等に使用する場合 7 その他、令和10年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会が、大会の開催に寄与すると認めたものに使用する場合	必 要	5・6については、別途全国高体連に申請書（全国高体連 HP からダウンロード）を提出し、その承認が必要

(様式第1号)

令和 年 月 日

令和10年度全国高等学校総合体育大会  
三重県実行委員会会長 様

住所  
申請者 名前  
代表者

### 高体連マーク等使用承認申請書

(高体連マーク・大会名称・大会愛称・スローガン・シンボルマーク)

高体連マーク等を下記により使用したいので、承認くださるよう申請します。  
記

- 1 使用対象物件
- 2 使用目的
- 3 使用方法
- 4 使用期間
- 5 添付書類  
※ レイアウト、スケッチ、原稿等を添付すること。

(様式第2号)

(文書記号) 第 号  
令和 年 月 日

様

令和10年度全国高等学校総合体育大会  
三重県実行委員会会長

## 高体連マーク等使用承認書

(高体連マーク・大会名称・大会愛称・スローガン・シンボルマーク)

令和 年 月 日付けで申請のあった高体連マーク等の使用については、下記の条件を付して承認します。

記

- 1 使用対象物件
- 2 使用目的
- 3 使用方法
- 4 使用期間
- 5 使用上の遵守事項
  - (1) 高体連マーク等の尊厳を傷つけるような使用をしてはならない。
  - (2) 公序良俗に反して使用してはならない。
  - (3) 高体連マーク等三重県取扱規程（以下、「規程」という。）第6条の定めにより提出する商品等、見本と異なるものを使用してはならない。
  - (4) 高体連マーク等使用承認申請書に記載した事項に変更が生じたときは、規程第7条の定めにより、遅滞なく使用事項変更の承認を得なければならない。
  - (5) その他、規程に違反してはならない。

(様式第3号)

令和 年 月 日

令和10年度全国高等学校総合体育大会  
三重県実行委員会会長 様

住所  
申請者 名前  
代表者

### 高体連マーク等使用事項変更承認申請書

(高体連マーク・大会名称・大会愛称・スローガン・シンボルマーク)

令和 年 月 日付け(文書記号)第 号により承認された事項について、  
下記のとおり変更したいので、承認くださるよう申請します。

記

1 変更事項

2 変更理由

(様式第4号)

(文書記号) 第 号  
令和 年 月 日

様

令和10年度全国高等学校総合体育大会  
三重県実行委員会会長

## 高体連マーク等使用事項変更承認書

(高体連マーク・大会名称・大会愛称・スローガン・シンボルマーク)

令和 年 月 日付けで申請のあった高体連マーク等使用事項の変更については、下記の条件を付して承認します。

記

変更事項

- 1 高体連マーク等の尊厳を傷つけるような使用をしてはならない。
- 2 公序良俗に反して使用してはならない。
- 3 高体連マーク等取扱規程（以下、「規程」という。）第6条の定めにより提出する商品等、見本と異なるものを使用してはならない。
- 4 高体連マーク等使用事項変更承認申請書に記載した事項に変更が生じたときは、規程第7条の定めにより、遅滞なく使用事項変更の承認を得なければならない。
- 5 その他、規程に違反してはならない。

